

令和5年度
第8回観音寺市農業委員会定例会
議 事 録

令和5年11月20日開会

観音寺市農業委員会

観音寺市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和5年11月20日（月） 午後13時30分～午後14時30分

2 開催場所 観音寺市役所2階 会議室

3 出席委員 16人

- 1番 合田 政光（会長）
- 2番 森川 敏博
- 3番 高橋 章
- 4番 高橋 啓二
- 6番 大西 恒利
- 7番 豊田 敏計
- 9番 山岡 都男
- 10番 石川 豊
- 12番 久保 省治
- 13番 藤岡 光夫
- 14番 小出 由弘
- 15番 石川 太郎
- 16番 大西 哲治郎
- 17番 田中 光雅
- 18番 合田 朝子
- 19番 齋藤 律男（副会長）

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について＜農業委員会許可＞

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について＜香川県知事許可＞

議案第3号 農地転用許可後の事業計画の変更について ＜香川県知事許可＞

議案第4号 非農地証明願いについて

議案第5号 観音寺市農用地利用集積計画（案）について

議案第6号 農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画（案）について

5 農業委員会事務局等出席者

事務局長

森川 省三

事務局次長（農政管理係長）

片桐 崇之

事務局主任（農地係長）

石井 盟人

公益財団法人香川県農地機構 農地集積専門員

大喜多 幸治

6 会議の概要

(午後9時00分 開会)

事務局長 ただ今から令和5年度観音寺市農業委員会第8回定例会を開会いたします。本定例会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程に基づき、現に在任する委員19人の過半である16人が出席されておりますので、成立していることをご報告いたします。それでは、合田会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

議長（会長） ただ今から、議案審議に入りたいと思いますが、その前に、観音寺市農業委員会総会会議規則第20条第2項に基づき議事録署名委員を2名指名させていただきます。

署名委員さんは9番 山岡 都男 委員、並びに13番 藤岡 光夫 委員のご両名にお願いします。

それでは、これより議事に入ります。「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。それではこれより議事を始めます。事務局より説明をお願いします。

農地係長 失礼いたします。

それでは、議案第1号について説明させていただきますので、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第3条第1項の規定による許可申請については、農地法第3条第2項の各号に該当しないので、許可する。

令和5年11月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は16件です。

議案書3ページをご覧ください。

1番の譲渡人は、県外在住で農地の処分を検討しておりました。そこで、隣接農地の所有者である譲受人へ無償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

2番の譲渡人は自身が県外在住であることから、申請地の処分のため隣接地所有者である譲受人に所有権移転を打診しておりました。

譲受人としては、申請地は24㎡の狭小地であり効率的な利用は難しいものの、申請地が荒廃したときの自身への影響を考慮し、相手方の要望を受けて所有権移転することで話がまとまったものです。

3番の申請は、スマートインターチェンジの収用に関する案件です。

申請地は、残存小作契約がある農地でしたが、一部が収用となりました。代替地等を検討するなかで、小作側であった譲受人が所有権を取得することで話がまとまったものです。

4番の譲渡人は、経営縮小意向で所有農地の貸出しを行っていましたが、申請地についても貸借や処分を検討していたところ、近隣に居住する譲受人と無償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

譲受人は経営農地がありませんが、自宅の近くの農地であること、申請地面積が175㎡と規模の小さい農地であることから、問題ないと判断するものです。

5番の譲渡人は、労働力不足により申請地の隣接地を営農している譲渡人の親族に所有権移転の打診を行っておりました。譲受人側の親族内で相談の結果、今回の譲受人の名義で有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

6番の申請地上には農業用のハウスが設置されており、これまでも譲受人が営農しておりました。今般、譲渡人と譲受人で相談し、所有権と利用者を合わせるように有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

7番8番13番は同一の譲渡人ですが、県外在住のため観音寺市内の所有農地を3名に所有権移転を行う案件です。

7番の申請地は、譲受人の居住地の農道を挟んだ隣接地であり、これまでも譲受人が管理していたことから譲渡することで話がまとまったものです。

8番の申請地は、処分を検討する中で認定農業者の農業法人の役員である譲受人に有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

9番の譲渡人は7番8番13番の譲渡人の親族で、同様に県外在住であることから所有農地2筆の処分を検討し、8番の申請地同様に有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

10番の譲渡人は現在、所有農地の大半を貸出しており、農業後継者もないことから縮小意向でした。申請地は、譲受人の居住地の近かったことから相談したところ、有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

11番の申請地は残存小作地であり、双方で相談の結果、小作側である譲受人が有償で所有権を取得することとなり申請に至ったものです。

12番の申請地は、これまでも譲受人が借りておりました。譲渡人としては縮小意向であったこと、譲受人としては今後も利用意向であったことから、有償の所有権移転を行うことで話がまとまったものです。

13番の譲渡人は、7番8番と同じで、申請地は残存小作地でした。

双方で相談した結果、小作人側が有償で農地を取得することで話がまとまったものです。

14番の譲渡人は市外在住であり、申請地が唯一の所有農地で処分意向でした。そこで、隣接農地の所有者である譲受人と交渉し、無償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

15番と16番は、それぞれの所有農地のうち居住地から離れている農地と相手方の所有農地のうち自身の居住地から近いものとを交換し、営農の利便性改善を図るものです。

議案第1号については以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1番について、高橋 章 委員 補足説明をお願いします。

高橋委員 別に問題ありません。

議長（会長） 2番について、富田 敏弘 委員 補足説明をお願いします。

富田委員 別に問題ありません。

議長（会長） 3番について、篠原 元良 委員 補足説明をお願いします。

篠原委員 別に問題ありません。

議長（会長） 4番について、高橋 啓二 委員 補足説明をお願いします。

高橋委員 別に問題ありません。

議長（会長） 5番について、藤岡 光夫 委員 補足説明をお願いします。

藤岡委員 別に問題ありません。

議長（会長） 6番について、齋藤 律男 委員 補足説明をお願いします。

齋藤委員 別に問題ありません。

議長（会長） 7番から9番について、石川 豊 委員 補足説明をお願いします。

議長（会長） 10番から13番について、久保 省治 委員 補足説明をお願いします。

久保委員 別に問題ありません。

議長（会長） 14番について、石川 太郎 委員 補足説明をお願いします。

石川委員 別に問題ありません。

議長（会長） 15番、16番について、大西 哲治郎 委員 補足説明をお願いします。

大西委員 別に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたが全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 全員異議がないようですので、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許

可申請について」は、許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第2号について説明させていただきますので、議案書の7ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第5条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。令和5年11月20日農業委員会会長からの提出です。申請件数は2件です。

1番の申請者は中西 巧至様です。

転用目的は事業用倉庫、資材置場、露天駐車場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、柞田町字十宮丙501番で柞田小学校から南東約1100mに位置し、県道福田原観音寺線に併せ地が接する都市計画区域非線引き区域内の第2種農地であり、転用面積は地目が田1074㎡です。併せ地は公衆用道路9.91㎡、合計で1083.91㎡です。

建築予定物は、倉庫1棟平屋建100㎡です。

転用に及んだ理由ですが、譲受人は足場専門の建設業を営んでいます。現在借りている資材置き場を返さなくてはいけなくなり、事務所近隣で資材置き場を探していたところ、相続したものの遠方に住んでおり農地の管理に苦慮していた譲渡し人と話がまとまり、転用申請に至りました。

2番の申請者は土田 稔隆様です。

転用目的は分譲住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、大野原町大野原字平塚1632番3で大野原小学校から西約400mに位置し、市道観音寺大野原線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田1176㎡です。

利用計画ですが、住宅4棟2階建301.44㎡で土地利用率は25.63%です。

大野原小中学校付近で、分譲住宅を希望する顧客があり、小中学校に近く、スーパーや銀行にも近い立地の申請地周辺で農地を探したところ、農地の管理に苦慮していた譲渡し人と話がまとまり転用申請に至りました。

議案第2号については以上であります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1番について、大西 恒利 委員 補足説明をお願いします。

大西委員 別に問題ありません。

議長（会長） 2番について、石川 豊 委員 補足説明をお願いします。

石川委員 別に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第3号「農地転用許可後の事業計画の変更について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第3号について説明させていただきますので、議案書の9ページをご覧ください。

議案第3号 別紙記載の農地転用許可後の事業計画の変更については、香川県農地関係事務処理要領の第3の1（3）①の各号に該当しないので、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和5年11月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は1件です。議案書10ページをご覧ください。

1件目は、宮下博様の案件で、分譲住宅の工期を延長するものです。

当初は、平成14年7月31日までの工期でしたが、その後延長の申請をできておらず、先日分譲

住宅が完成したことで、工期延長の指導をおこなったところ、申請があったものです。延長後は令和7年11月30日までの工期となる予定です。

議案第3号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第3号「農地転用許可後の事業計画の変更について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 それでは議案第4号について説明させていただきますので、議案書の11ページをご覧ください。

議案第4号非農地証明願について、別紙記載の非農地証明については、観音寺市非農地証明に係る事務処理要領により、承認する。

令和5年11月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は1件です。

1番の申請は、観音寺市植田町字東原で常磐小学校から東に約930mに位置し、登記地目は田、現況地目は宅地、面積が218㎡です。

現在、申請地は居宅の敷地の一部となっており、過去の航空写真を確認したところ農地法施行前から宅地の敷地として利用していることが確認できたことから、非農地の認定基準の「農地法の施行前から引き続き非農地であったもの」に該当するものです。議案第4号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第4号「非農地証明願について」は、承認することに決定させていただきます。

次に、議案第5号「観音寺市農用地利用集積計画（案）について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長（農政管理係長）

失礼します。

議案第5号について説明いたします。議案書の13ページをご覧ください。

議案第5号 観音寺市農用地利用集積計画（案）について

別紙記載の、観音寺市農業経営基盤強化促進基本構想に基づく「観音寺市農用地利用集積計画（案）」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条及び第10条の規定により原案のとおり決定する。令和5年11月20日農業委員会会長からの提出です。

次の14ページをご覧下さい。

こちらは、通常の利用権設定による農用地利用集積計画総括表になります。

これは、11月5日までに提出された個人間による利用権設定の総括表で、令和5年11月30日公告（案）になります。

それでは、今月の地区ごとの設定面積の合計を報告させていただきます。

観音寺地区	5,025 ㎡	豊田地区	1,009 ㎡
高室地区	0 ㎡	栗井地区	2,212 ㎡
常磐地区	3,532 ㎡	一ノ谷地区	12,833 ㎡
柞田地区	601 ㎡	大野原地区	31,635 ㎡

木之郷地区

1,319 m² 豊浜地区

2,939 m²

です。合計、現況地目で田 65 筆、畑 8 筆、合計面積 61,105 m²において賃借権などの設定が提出されました。（継続 56 筆、新規 17 筆）

農地の貸付人(かしつけにん)、借受人(かりうけにん)等につきましては、15 ページから 31 ページに記載しております。今月は 32 件の申出があり、賃貸借(ちんたいしゃく)が 28 筆、使用貸借(しようたいしゃく)が 39 筆ありました。

一部、20 ページの申請番号 107-233 及び 21 ページの 107-234 の利用権の設定において、期間借地の設定がされております。12 月～5 月は麦を農業組合法人一ノ谷生産組合が、6 月～11 月は稲を農家の方がすることとなっております。

一部、22 ページの申請番号 106-236 の利用権の設定において、借受人で経営面積のない人がいますが、利用権の再設定であり過去の耕作実績はあります。経営面積は三豊市の方のため観音寺市ではないという表示になっております。24 ページの申請番号 106-239 の利用権の設定においても、借受人で経営面積のない人がいますが、今まで耕作していた方の身内の方が新たに耕作しようということで、（農機具等も今までの方ら借りながら耕作する予定で）農地を借受けるという状況です。それ以外については、内容に問題などは見当たりませんでした。

次に 23 ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理権設定による農用地利用集積計画総括表になります。

これは、香川県農地機構を通じた申し出を集計したもので、令和 5 年 11 月 30 日公告(案)になります。

それでは、今月の農地機構を通じた農地の貸借について、地区ごとの集積面積を報告させていただきます。

観音寺地区	0 m ²	豊田地区	10,858 m ²
高室地区	0 m ²	栗井地区	0 m ²
常磐地区	0 m ²	一ノ谷地区	1,527 m ²
柞田地区	11,890 m ²	大野原地区	32,997 m ²
木之郷地区	11,601 m ²	豊浜地区	5,207 m ²

です。合計、現況地目で田 53 筆、畑 2 筆、合計面積 74,080 m²において賃借権などの設定が提出されました。（継続 4 筆、新規 51 筆）

農地の貸付人(かしつけにん)、借受人(かりうけにん)等につきましては、33 ページから 45 ページに記載しております。今月は 28 件の申出があり、賃貸借(ちんたいしゃく)が 22 筆、使用貸借(しようたいしゃく)が 33 筆ありました。

貸付者(かしつけしゃ)から農地機構、機構から借受者(かりうけしゃ)へ同日付で転貸(てんたい)され、令和 5 年 12 月 1 日付で設定される予定の貸借となります。

議案第 5 号の説明については、以上で終わります。ご審議よろしくお願いします。

失礼します。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第5号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第5号「観音寺市農用地利用集積計画（案）について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

引き続きまして、議案第6号「農地中間管理事業農用地利用集積等促進計画（案）について」議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局次長（農政管理係長）

失礼します。

議案第6号について説明いたします。議案書の46ページをご覧ください。

議案第6号 農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画（案）について

別紙記載の、農地中間管理機構の作成する「農用地利用集積等促進計画（案）」について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、観音寺市農業委員会の意見を聴取する。

令和5年11月20日農業委員会会長からの提出です。

香川県農地機構を通じた貸借については、基本的に集積と配分が一括方式という部分は地域計画策定までは従前通りであり、また、機構の行う貸借権の設定についても、農用地利用集積等促進計画（案）を県知事が審議・公告することにより耕作者へ貸し付けられます。

今回は、農地利用権の移転等に伴う1件です。

所有者の意向により、機構専門員と相談し、農地の借受人を探したり、借受人の解約や農地の拡大意向等により、機構専門員を通じて権利移転が成立したりしたものになります。

詳しい権利の移転については47ページに記載しております。

権利の移転にかかる契約期間の終期は同じで、始期だけが今回新たに借受人になった方に移転した日で更新されております。

今後の手続きについては、本定例会における農業委員会の意見を農地機構が集約し、促進計画を県知事へ提出します。その後、認可・公告を経て、借受予定者へ農地が貸し付けられるのは、1月1日からとなります。

議案第6号の説明については、以上で終わります。ご審議よろしくをお願いします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第6号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第6号「農地中間管理事業農用地利用集積等促進計画（案）について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

以上で全ての議案が終了しました。

ご協力ありがとうございました。本日の議題以外に、何かございませんか。

事務局の方から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

[連絡事項]

副会長 それでは、以上を持ちまして、令和5年度第8回農業委員会定例会を閉会いたします。ご審議お疲れ様でした。

<午後14時30分閉会>